

九州大学共同研究規則実施細則

平成16年度九大細則第19号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 1月31日
(平成29年度九大細則第12号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学共同研究規則（平成16年度九大規則第94号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、共同研究の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究申請書)

第2条 規則第4条に規定する申請は、学術研究・産学官連携本部長が別に定める様式によるものとする。

(受入決定の通知)

第3条 総長等への受入決定の通知は、受入決定の通知書に民間機関等への受入決定通知の写及び第2条の共同研究申請書の写を添えて行うものとする。

(共同研究契約)

第4条 規則第6条第1項に規定する共同研究契約は、総長等が別に定める標準共同研究契約書又は民間機関等が提示する契約書等に基づいて締結するものとする。

(研究経費等)

第5条 規則第9条第2項に規定する研究経費等（以下「研究経費等」という。）のうち直接経費の費目は、次のとおりとする。

- (1) 研究担当教員充当経費（共同研究を担当する教員の本来の教育・研究業務の補完等に要する経費相当額をいう。）
- (2) 人件費
- (3) 研究旅費
- (4) 備品費
- (5) 消耗品費
- (6) その他（光熱水量、施設使用料、機器使用料、通信運搬費等）
- (7) 共同研究員費

2 前項各号の額は、別表に基づき算定するものとする。

3 研究経費等のうち間接経費の費目は次の各号に定めるとおりとし、それぞれの額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第4号の研究推進マネジメント経費については、学術研究・産学官連携本部（以下「学産本部」という。）による管理・調整等がある共同研究の場合に徴収する。

- (1) 受入・執行管理経費 直接経費の10%
- (2) 契約・知財マネジメント経費 直接経費の7%（国際共同研究の場合は12%）
- (3) 契約業務事務経費 直接経費の3%（国際共同研究の場合は8%）
- (4) 研究推進マネジメント経費 直接経費の10%

4 前項の規定にかかわらず、直接経費が200万円以下の場合の間接経費の額は、同項第1項から第3号までの合算額を一律40万円とする。ただし、前条に規定する標準共同研究契約書により契約を締結することができる場合又は契約を更新する場合で従前の契約内容と基本的に同様であり協議の必要が無いと判断されるときは、この限りではない。

5 前2項の規定にかかわらず、組織対応型連携の一環として実施する共同研究の間接経費の費目は次の各号に定めるとおりとし、それぞれの額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第5号の共同研究部門設置マネジメント経費については、共同研究部門を設置して共同研究を実施する場合に徴収する。

- (1) 受入・執行管理経費 直接経費の10%
- (2) 契約・知財マネジメント経費 直接経費の7%（国際共同研究の場合は12%）
- (3) 契約業務事務経費 直接経費の3%（国際共同研究の場合は8%）

- (4) 研究推進マネジメント・連携協議会経費 直接経費の10%
- (5) 共同研究部門設置マネジメント経費 100万円(継続設置の場合は50万円)
- 6 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代表部局長が、民間機関等からの申請に基づき、総長等の承認を得て、間接経費を減額又は免除することができるものとする。
 - (1) 研究経費等が国等のプロジェクト経費又は競争的資金等から措置されるものであり、その性質上間接経費の全部又は一部を拠出することができない場合
 - (2) 民間機関等が国、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体の場合であって、財政事情により間接経費を措置できない場合
 - (3) 研究経費の大半を設備の購入・貸借費等が占める場合
 - (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 7 前項に定める総長等の承認に係る代表部局長からの申請は総長等が別に定める間接経費(減額・免除)申請書により行うものとする。
- 8 研究経費等は、分割して納付させることができるものとする。
- 9 納付された研究経費等は、原則として返還しないものとする。ただし、共同研究を完了又は中止した時点において不要となった額があり、かつ、民間機関等より返還請求があった場合は、協議の上、その全部又は一部を返還するものとする。
- 10 研究経費等は、共同研究の開始日前の本学が指定する日(分割して納付する場合は、あらかじめ区分した各期間の開始日前の本学が指定する日をいう。)までに、本学の発行する請求書により納付させるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、研究経費等の納付期限を共同研究の開始日以降に設定することができるものとする。
 - (1) 研究経費等の納付を待たずに共同研究を開始しなければならない事情がある場合
 - (2) 民間機関等が共同研究契約において研究料等を確かに納付することを約した場合
 - (3) 民間機関等の財務状態が健全であることを確認できた場合

(研究協力者)

第6条 規則第3条第2号に規定する研究担当者以外の者を規則第3条第4号に規定する研究協力者として共同研究に協力させる場合は、当該研究協力者に別に定める同意書を提出させるものとする。

(研究期間等の変更)

第7条 規則第10条第2項に規定する内容変更申請は、総長等が別に定める共同研究内容変更申請書により行うものとする。

2 規則第10条第3項に規定する総長等への通知は、通知書に前項の共同研究内容変更申請書の写を添えて行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大細則第21号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大細則第13号)

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大細則第6号)

1 この細則は、平成24年9月25日から施行する。

2 この細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則第5条第1項の規定は、この細則の施行の日以後に受入れを決定する共同研究から適用し、改正後の同条第3項及び第4項の規定は、平成24年10月1日以後に受入れを決定する共同研究から適用する。

附 則(平成24年度九大細則第24号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大細則第12号)

1 この細則は、平成30年2月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する共同研究については、なお従前の例による。
- (1) 平成30年3月31日までの間に研究が開始される共同研究
 - (2) 学術研究・産学官連携本部による管理・調整等がない共同研究で、平成31年3月31日までの間に研究が開始されるもの（研究代表者からこの細則による改正後の九州大学共同研究規則実施細則により実施したい旨の申し出があった場合を除く。）

別表（第5条関係）

費目名	算定方法・算定根拠	
(1)研究担当教員充当経費	研究担当教員が共同研究に携わる時間により算定 教員単価×従事時間＝担当教員充当経費 ※教員単価 教授7千円、准教授5千円、講師5千円、 助教4千円	
(2)人件費	国立大学法人九州大学 就業通則（平成16年度 九大就規第1号）第2条 第1項第7号に定める 高度専門職員（研究推進 職）	国立大学法人九州大学高度専 門職員給与規程（平成26年 度九大就規第27号）
	学術研究員	国立大学法人九州大学有期契 約職員給与規程（平成26年 度九大就規第16号）
	テクニカルスタッフ	国立大学法人九州大学有期契 約職員給与規程（平成26年 度九大就規第16号）
	九州大学共同研究規則 （平成16年度九州大学 規則第94号）第17条の 2に定める博士課程学 生就学・キャリア支援共 同研究プログラムによ り雇用される博士課程 （前期2年の修士課程及 び一貫制博士課程の修 士課程相当を除く。）の 学生	九州大学博士課程学生就学・ キャリア支援共同研究プロ グラム規程（平成29年度九大 規程第78号）
	リサーチ・アシスタント	別途定めるリサーチ・アシ スタントの給与の額
(3)研究旅費	国立大学法人九州大学旅費規程（平成16年度九大就規 第57号） 国立大学法人九州大学旅費取扱細則（平成16年度九大 細則第45号）	
(4)備品費	見積り等価格が分かるものに基づく額	
(5)消耗品費	同上	
(6)その他	施設使用料	九州大学学内共通利用施設共 通部分使用料金規程（平成1 7年度九大規程39号）
	光熱水量	直接経費×定率（2%）
	機器使用料	九州大学中央分析センター利 用規程（平成18年九大規程 第56号）ほか関係規則等
	通信運搬費	実費額
	その他	同上
(7)共同研究員費	共同研究員人数×35万円（年額）	